

工事現場等における施工体制の点検要領

平成 15 年 8 月 1 日

世経理発第 239 号

平成 27 年 11 月 26 日

改正 平成 28 年 6 月 1 日

1. 目的

この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「適正化法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定、平成 26 年 9 月 30 日一部変更。以下「適正化指針」という。）に基づき、世田谷区が発注する工事について、監督業務等において確認すべき点検事項等を定め、工事現場等の適正な施工体制の確保及び一括下請負の排除を目的とする。

2. 適用対象

監理技術者又は主任技術者の専任に関する確認は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項に該当する工事（請負金額が 3,500 万円以上のもので、ただし、建築一式工事の場合は、7,000 万円以上のもので）について行う。

ただし、契約担当者又は監督員が必要と認めた場合は、上記金額未満の工事であっても確認対象工事とすることができる。

また、下請契約を締結した工事について、施工体制台帳等に関する確認を行う。

3. 入札・契約手続時の配置予定技術者の確認

(1) 入札前の確認

ア 契約担当者は、工事希望申込者（以下「申込者」という。）の希望を受け付けるときは、申込者に配置を予定している監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を工事希望票等の書面に記入させる。

イ 契約担当者は、申込者から提出された配置予定技術者が工事希望申込受付時点で既に申込者と直接的、恒常的に雇用関係があることを関係書類（監理技術者資格者証写し、健康保険被保険者証写し等）により確認する。

ウ 契約担当者は、発注者支援データベースシステムの活用等により、配置予定技術者が当該工事（予定請負金額が 3,500 万円以上（ただし、建築一式工事の場合は 7,000 万円以上）のものに限る。）に専任できるかどうか

を確認する。

- エ 契約担当者は、上記ウに規定する工事について、業者を任意に指名する場合も、指名前に発注者支援データベースシステムの活用等により、当該業者が専任の監理技術者又は主任技術者を配置できるかどうかを確認する。
- オ 契約担当者は、任意に指名した業者に対して、配置予定技術者を記入した文書を速やかに提出させ、入札日の前日までに上記イ又はウの確認を行う。
- カ 契約担当者は、配置予定技術者の専任について疑義がある場合は、申込者又は任意に指名した業者に改めて確認する。

(2) 入札後・契約締結前の確認

- ア 契約担当者は、配置予定技術者に変更がある場合は、落札者に変更理由書（様式自由。ただし、契約書と同じ名義及び印により作成させる。）を提出させる。この場合において、変更理由を調査検討の上、やむを得ない理由があり、かつ、請負金額が3,500万円以上（ただし、建築一式工事の場合は7,000万円以上）の工事については、配置予定技術者の専任が確保できるなど、適正な工事の施工に支障がないと認められる場合に限り、配置予定技術者の変更を認めるものとする。
- イ 契約担当者は、請負者から提出される現場代理人及び主任技術者等通知書、経歴書、監理技術者資格者証等の写し、雇用関係を示す書類や、発注者支援データベースシステムの活用等により、請負者との雇用関係、資格要件等の有無、監理技術者又は主任技術者の専任（当該工事の請負金額が3,500万円以上（ただし、建築一式工事の場合は7,000万円以上）である場合に限る。）について再度確認する。
- ウ 契約担当者は、上記イの確認の結果、疑義がある場合は調査確認する。

4. 工事着手後の監理技術者等の確認

- (1) 監督員は、別紙「工事現場等における施工体制の点検表」により、監理技術者又は主任技術者の専任状況等を確認する。（建設業法第26条第3項、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項：請負金額3,500万円以上。ただし、建築一式工事の場合7,000万円以上）
- (2) 監督員は、別紙「工事現場等における施工体制の点検表」により、施工体制台帳、施工体系図を確認する。また、請負者から下請負の変更の届出（世田谷区建設工事下請使用状況届等）があった場合も同様の確認をする。
- (3) 監督員は、標準仕様書又は特記仕様書に定められたとおり、請負者が工事情報や監理技術者等の技術者情報を工事实績情報サービス（CORINS）へ登録したかどうかを、財団法人日本建設情報総合センター発行の工事カルテ受領書の写しを提出させて確認する。

5. 工事施工中における施工体制及び一括下請負の確認

監督員は、工事施工中においても別紙「工事現場等における施工体制の点検表」により、再度確認する。

(1) 施工体制台帳及び施工体系図等の確認

ア 監督員は、請負者に施工体制台帳及び施工体系図の写しを提出させる。内容の変更があった場合も同様とする。

イ 監督員は、請負者から提出された施工体制台帳の記載事項(下請負契約書の写しを含む。)及び施工体系図の記載事項が世田谷区建設工事下請使用状況届の内容と一致しているかどうかを確認し、下請負工事の内容を把握する。世田谷区建設工事下請使用状況届の変更があった場合も同様とする。

ウ 監督員は、工事現場点検等により、請負者が施工体制台帳を現場等に備えているかどうか、施工体系図が現場の工事関係者や公衆の見やすい場所に掲示されているかどうかを確認する。同時に、既に提出されている施工体制台帳及び施工体系図の写しの内容が現場と一致しているかどうかを確認する。内容の変更があった場合も同様とする。(建設業法第24条の7第1項、第4項：施工体制台帳の備え、施工体系図掲示)

エ 監督員は、工事現場点検等により、建設業法等で定められている建設業の許可を受けていることを示す標識等が適正に掲示され、又は設置されているかどうかを確認する。(建設業法第40条)

(2) 現場の常駐状況等の確認

ア 監督員は、監理技術者又は主任技術者であることを常に確認し易いように、腕章及び監理技術者にあっては、監理技術者資格証等を携行させるよう請負者に指示する。(標準仕様書)

イ 監督員は、工事現場点検等により、専任の監理技術者等の常駐状況、現場不在の場合の連絡体制について確認する。

ウ 監督員は、工事現場点検等により、請負者の下請負工事への実質的な関与(工程管理、品質管理、安全管理及び下請負業者への技術指導・監督等)について確認する。

(3) 監理技術者等の変更

監理技術者等の変更については、病気、退職等の理由により、就労できない場合や工事施工上やむを得ないと判断される場合に限り認める。なお、請負者が監理技術者等を変更する場合は、総括監督員は契約担当者と協議し、やむを得ないと判断される場合に認めることができる。

(4) 施工体制に不適切な点がある場合の対応

上記(1)(2)(3)の確認の結果、工事現場の施工体制に不適切な点

がある場合、監督員は請負者に改善の指導をする。指導の結果、改善が見られない場合、総括監督員は現場における実態等について、面談等により調査をする。

なお、調査の結果、工事現場の適正な施工体制が確保されていない場合、請負者に指示書等による文書で改善の指導を行い、必要に応じて関係部署に通知する。(標準仕様書)

6. 書類の保管

監督員は、この点検要領に基づく点検表等の書類について、当該工事関係書類とともに一括保管をしておくこととする。

7. 工事成績評定への反映

監督員は、点検を通じて監理技術者等の施工体制に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況等に応じて工事成績評定に適切に反映させるものとする。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 6月 1日から施行する。